

議案第 8 4 号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立給田松の香公園を設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部の款世田谷区立給田花咲き公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立給田松の香公園	東京都世田谷区給田一丁目3番20号
--------------	-------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。